別記様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

城陽市火葬料補助金交付申請書

城陽市長　宛

申請者	住　　所	〒 電話　　－　　－
	氏　　名 （死体火葬許可申請者と同じ）	裏面の内容について、確認しました。

城陽市火葬料補助金交付要綱第５条の規定に基づき、次の者の補助金の交付を申請します。

死亡者	住　　所	城陽市		
	氏　　名		生年月日	年　　月　　日
死亡年月日		年　　月　　日		
死亡届出地		城陽市・その他（　　） その他の場合死亡届出地が発行している火葬許可証が必要となります。 斎場が発行している火葬証明書とは異なりますのでご注意下さい。		
火葬場所		宇治市斎場　・　京都中央斎場　・　その他 （　　） その他の場合は領収書が必要となります。		

火葬料補助金振込先

振込金融機関名 （銀行コード）	銀行 信用金庫 農協 （　　）	店名 （店番）	本店 支店 （　　）
預金種目	普通・当座		
口座番号（右詰め）			
口座名義人	（フリガナ）		

※申請に必要なもの
・振込先の通帳の表紙を開いた面の写し
・火葬許可証の写し（城陽市に死亡届出をされた場合は不要です。）
・火葬料支払い領収書の写し（宇治市斎場または京都市中央斎場で火葬された方は不要です。）

※以下の欄には記入しないでください。

受付	補助金額

城陽市火葬料補助金制度のご案内

（令和8年10月時点）
城陽市役所　市民課

城陽市民が死亡または死産し、火葬された場合、火葬料がその火葬場のある市区町村の住民が支払う火葬料より多額になることがあります。
そこで、この負担を少なくするために、火葬料の一部を下記の要領で補助します。

●補助金交付要件

(1)城陽市民が、死亡または死産(妊娠4ヶ月以後)し、火葬されたこと。
(2)支払う火葬料が、火葬場のある市区町村の住民料金より多額であること。
※葬祭扶助を受給した場合は補助の対象となりません。

●補助金の申請方法

城陽市火葬料補助金交付申請書を市民課の窓口に提出してください。
郵送でも受け付けています。

オンラインでの申請も可能ですので、ぜひご利用ください。

●補助金申請者

火葬許可の申請者です。(死亡届出時に市町村から交付された火葬許可証に記載されています。)

●申請期限

火葬許可日(死亡届出日)から6ヶ月以内です。(6ヶ月を越えるとお支払できません。)

●申請に必要なもの

・城陽市火葬料補助金交付申請書
・振込先の通帳の表紙を開いた面の写し(口座番号・カナ名義等の確認をさせていただきます。)
・火葬許可証の写し(城陽市に死亡届出をされた場合は不要です。)
・火葬料支払い領収書の写し(宇治市斎場または京都市中央斎場で火葬された方は不要です。)

●補助金額

住民料金より多く支払った額の半分を補助します。
(支払った料金－住民料金)÷2＝補助金額　※上限は40,000円です。

●補助金の交付の流れ

申請月の翌月 25 日頃に指定口座に振込み

※申請内容に不備があった場合は、翌々月以降の振込みとなることがありますので、その際はお知らせします。